

岩美町空き家活用情報システム事業実施要項

第1 目的

この要項は、町内に所在する空き家の流動化を促進することにより、良質な住環境の再整備と住宅供給を図り、あわせて町内への定住（5年以上連続して町内に住所を有する意思があること）を促進することを目的とし、空き家活用情報システム事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業

町長は空き家の活用を促進するため空き家活用情報システム事業を行う。

第3 内容

1 役割

町長は、空き家所有者の物件提供意向を把握し、情報登録を行い、利用希望者に情報提供すると共に、利用希望者の意向及び動向を把握し、空き家所有者と利用希望者の連絡調整を行うことにより物件の活用促進を図るものとする。

2 空き家情報登録台帳の作成

町長は所有者等からの、空き家バンク情報登録申込書（様式第1号）による登録申込により、空き家バンク情報登録台帳（様式第2号）（以下「登録台帳」という。）の作成を行うものとする。

3 台帳の広報等

町長は、空き家所有者から了解が得られたものについては、前項の規定により作成した台帳の内「物件の所有者」欄を伏せ、関係機関、町内外に広くPRするものとする。

4 利用希望者の把握・連絡調整

町長は、空き家バンク利用希望者登録申込書（様式第3号）により利用希望者の意向及び動向を把握し、利用希望者の意向に添う空き家情報を有する場合には、空き家所有者と利用希望者との連絡調整を積極的に行うものとする。

5 取引等

(1) 取引交渉及び契約は所有者と利用希望者が相対で行うものとする。

ただし、特に必要があると認められるときは、町長は、助言、指導、連絡調整を行うものとする。

(2) 取引が成立した当事者は、速やかに町長に連絡し、町長は登録台帳の整備を行うものとする。

6 登録情報の抹消

町長は、情報登録された空き家が次の各号に該当するときは、登録を抹消するとともに、空き家所有者に対し通知するものとする。

(1) 登録から3ヶ年度が経過したときは、空き家バンク登録期間満了に伴う抹消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、登録が適当でない町長が認めるときは、空き家バンク情報登録抹消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

附 則

平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成21年4月1日から施行する。

附 則

平成28年12月1日から施行する。

附 則

令和3年2月5日から施行する。

附 則

令和3年7月1日から施行する。

附 則

令和4年4月1日から施行する。